

## 会議録要旨

会 議 名	第26回恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会
日時・場所	平成25年2月21日(木) 9:30～ 市役所3階 第2・3委員会室
会議参加者	委員 泉谷 清 鎌倉洲夫 高橋 修 相坂正一 雪下 章 田中亜希子 高橋英志 藤本恵美子 事務局 桑山課長 広中主査 佐々木主査 大林主任 傍聴なし

開会	<p>本日の会議ですが、北空知から石狩南部にかけての大雪で横山委員長が出席できません。また、小山副委員長も本日は欠席となっております。このため、本日予定していた議事のうち、横山委員長と電話で協議をして、この部分だけは決めておいてほしいというものを話し合っていたきたいと思います。また、会議の進行については、事務局で進めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>一同 同意</p> <p>司会(桑山課長) それでは本日は、私が進行を勤めさせていただきます。はじめに、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 委員長から欠席のお電話がありました。そのときに、本日は次の3点について話し合っ決めておいてくださいという指示がありました。1点目は、事前に連絡文書を送付いたしました「参加」と「参画」の使い分け使用について、皆さんで話し合っどうするか決めてくださいというもので、2点目は、最終フォーラムで寄せられた意見3項目について話し合っ決めてください。3点目は、本日は市民委員会を終えることができないので、次回の日程について決めてくださいというものです。</p> <p>また、話し合いを始める前に、皆さんに郵送しておりました事務局修正案の修正をした条例素案(案)について説明をしたいと思います。目次の第5章の部分と第12条の見出しですが、章見出しについては、「参加・協働」としていましたが、「参加」という字句が章の条文中出てこないで「協働のまちづくり」に修正してはどうかということと、第12条の見出しが「市民参加による協働のまちづくり」となっているところを、同じ理由から「協働のまちづくり」に修正してはどうかというものです。</p> <p>その次に、第2条の定義ですが、執行機関の定義を置きました。また、コミュニティに加えて地域コミュニティの定義を置くことを考えました。地域コミュニティについては、地縁による住民自治組織ということで町内会を直接イメージできるようにしました。そして、第13条のコミュニティの規定のところでは、「町内会などの地域コミュニティ」というように例示しなくてもよくなるようにして、第13条を書き換えました。この事務局修正案については、次回の委員会で話し合っいただきたいと思います。</p> <p>司会 今、事務局から説明がありましたが、このことについて質問などがあればお願いします。</p> <p>○ 始めに話のあった3項目はこの後話し合うということによいですね。</p>
----	--

司会 はい。そうです。

○ 第13条第4項の修正案についてですが、「地域コミュニティとの協力関係」という記述になっていますが、条見出しが「協働のまちづくり」であることから、「地域コミュニティと協働」というように「協働」という字句を用いた方が良いように思いますので、そのようにしてはどうでしょうか。

○ 今の意見に対してですが、「協働」という言葉は、今の段階ではなかなか市民に伝わりにくいということはあります。協働ということを議論したときに、協働を頭に置いておきながら、市民に分かりやすく伝えるということから協力という言葉を使う方が良いと思います。

○ これは第2条で協働を定義していますよね。協働は何箇所かで使っていますが、他の条項で協力という字句を用いていますか。

事務局 協力という字句は他では用いていません。

○ 主語が「市は」として書き出していますので、市として主体性を持って「協働」というように進めた方が良いと考えました。

司会 そういうご意見を踏まえて次回の市民委員会で議論していただきたいと思います。ほかにご質問はございますか。

○ 前文についてですが、職員意見でも出された歴史観を加えることについてですが、私も前文ですから、やはり恵庭全体をイメージできるように書き加えた方が良いということと、細かく書いてある部分、例えば読書環境というような部分ですが、そういう部分はまとめて書いてしまった方が良いと考えています。このため、修正案を考えましたので、次回までにこの修正案をご覧いただいて、検討していただきたいと思います。歴史観については、図書館に行って調べてきましたので、間違いのないものになっています。

事務局 それでは、本日欠席の委員の方には事務局から郵送しておきます。

○ 良いとか悪いとかという話ではありませんが、前文については、以前の市民委員会で既に話し合っていて決めています。そして、職員意見があって、それでまた話し合っていて歴史観は入れないということにしました。それでまた、こうして意見が出されて三度話し合わなければならないということになるのはどうなのでしょう。勿論、良いものを作りたいということなので駄目ではないのですが、行ったり来たりを繰り返してばかりで、協働や参画についてもそうですが、何回話し合っても同じなのではないかと思ってしまう。どこかで「これでいこう」と決めたことについては、後戻りしないで決めていきたいと思っています。

司会 最終決定をする前に、修正すべき事項があれば、いろいろと意見を出していただいて、検討を重ねながら素案を作り上げていければ良いということで、このご意見もご意見として皆さんにご紹介させていただいたということでもよろしいでしょうか。

○ 議論すれば良いと思います。ただ、もう少し早めに出していただければ良かったということな

のでしょう。

司会 それでは、まず最初に、「参加」と「参画」の使い分けについて話し合っていたきたいと思います。前回の市民委員会で、「参加」という字句に統一して用いるということに決めましたが、これまでの話し合いの経過などから、明確な意図があって使い分けをしているので、後戻りになるかもしれないが、もう一度話し合っほしいという意見が市民委員から出されましたので、もう一度話し合っただきたいと思います。

○ 前回の委員会では「参加」に統一しましたよね。こうなると、また後戻りしてしまうのかなという印象はあります。使い分けについては、私は使い分けの方がいいという意見を出しましたし、事務局から配布された案も良いと思うのですが、結局、欠席されたりして委員会の参加者が変わる度に最初に戻って話し合わなければならなくなっているように思います。

○ いずれにしても、今日とあと1回で終わらせなければなりませんから、時間がある限り議論すれば良いでしょう。次回で終わらせるということで議論を重ねれば良いです。

○ 確か前回の話し合いでは、参加を参画に近いように定義づけをして用いるということにしました。参加と参画の間みたいな感じにして参加を用いるというようにしましたね。

事務局 事務局側で案を出したのですが、案を考えてみて、参画の内容で参加を説明するとなんだかおかしな内容になってしまいました。それで、どうしても統一しなければならないという明確な理由が分からなかったので、委員長にも相談をして使い分けをすることについてもう一度話し合いをお願いしたというものです。

○ 前回は、委員長から用語の統一というお話があって、それはそういうひとつの見識ですので、そうしても良いものです。もうひとつ、参画という強いメッセージ性を持った言葉について、参加するだけでなく意思決定に主体的に関わっていくという意味を持たせている分けですから、その部分を参加という言葉に含ませるとことは難しいということもあります。事務局からの提案で、参加という言葉に参画の意味を持たせてはどうかということで決着しましたが、我々が話し合ってきた参画という意味合いが欠落してしまっは意味がなくなります。我々が議論してきたまちづくり基本条例の一番重要な基本的なことである、単に市民と一緒にやるということではなく市民が主体的に参画するというスタンスの意味を落としてはいけません。

○ 前回は、今お話があったように、条によって言葉が変わると分かりづらくもなるということもあって、参画の意味を持たせた上で用語は参加で統一するという案が出され、参画の意味がなくならないのであれば良いかなということでそうになりました。しかし、1年半以上話し合ってきた中で、協働のまちづくりを考えてきて、最初は参加でも参画までいかない協働は実現できないという認識でいます。そういうことから、参画という言葉は用いたいと思います。今まで培ってきた市民の市民力を考えると、参画という言葉を使いたいと思います。

○ そのとおりだと思います。協働という言葉は古い辞書には出てきません。しかし、今では協働という言葉は普通に使われています。前回私は、最終的には委員長が決めてくれませんかと言いましたが、委員長はそうはしませんでした。今回は、私たちが決めてしまっ構わないのでしょうか。

事務局 はい。そのように指示いただいています。

○ この参加と参画という言葉については、部会の中でも相当の議論をしてきた重要な部分ですので、使い分けて用いるということについては、そうしたいと思います。

○ 委員長がおっしゃっていた用語の統一については、説明しないと分からない用語を使うのは良くないという根本の考えがあるのだと思います。それで、二つの似たような概念の言葉を使うと分かりづらくなるということで、その見識はそのとおりだと思います。

一方で、他の市民委員の皆さんがおっしゃっているように、この条例の中での大変重要なキーワードであるから、「参画」については、そうであっても敢えて第2条で定義づけまでをして用いるということですので、最初の案に戻すということでしょうか。

○ そうですね。皆さんがおっしゃるとおり参画というメッセージは出したいと思います。

○ 一生懸命議論してきた重要なキーワードですので、使い分けしたいと思います。

○ 前回の市民委員会は欠席したのですが、事前配布された本日の会議資料を読んで、全国の自治体の先例を調べたところ、奈良市の条例で、題名が「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」というのがあるのですが、その中でも使い分けをしていて、パブリックコメントのようなものについては参加というように用いていて、条例の名称に参画と用いているところであっても条文中に参加というように使っていて、使い分けをしていることから、特段の支障はないように思います。

一方で、南九州で作っている「まちづくり参加条例」では、参画という言葉は難しいということで、参画という意味合いを持たせて参加という言葉を用いていると調べてきました。この委員会の中で話し合ってきた参画という重要なキーワードを外さないということから、使い分けをして両方用いることとしてほしいと思います。

○ 参加と参画の定義ですが、同心円のように広い参加の意味の中に参画が含まれているイメージでしょうか。または、それぞれの一部が重なるようなイメージでしょうか。メモのところに、参加は市民が活動に関わると書いてあって、参画は企画から関わるなど主体的に関わるというように書いてありますが、そうであれば、参加の一部に参画があるというようにも考えられますが、主体的に関わるということになれば、参加から飛び立って別のことになるようにも考えられます。参加というと、誘われてじゃあ行きましようというイメージですが、主体的に関わるというのはそれとは違うというように思うのです。しかし、いずれにしても分けて使いたいと思います。

司会 それでは、意見も出尽くしたようですが、これまでの部会や市民委員会での議論を踏まえて、参画というキーワードを外さないということから、使い分けて両方を用いるということにすることでよろしいでしょうか。

一同 賛同

司会 次に、市民フォーラムで出された3項目の意見について検討していただきたいと思います。最初に、子どもについての規定を置くかどうかについてですが、C部会での検討経過のとおり、市民には子どものほかお年寄りや闘病中の方など様々な人たちがいて、それぞれについて抜き出して書くのではなく、そういったいろんな人たちのすべてを総称して市民として基本条例に規定

するということになっています。

- 理屈はきちんと整理した方が良いですね。「馴染まない」というのは説明になっていませんので、きちんと理屈で説明することが大事です。

事務局 部会での話し合いの内容を申しますと、子どもや子育てについて条例に盛り込むべきかどうかということになり、子どもの権利条例などというものを制定している市もありますが、制定動機は子ども権利条約の精神を実現するためのようです。「子ども」というのは、直接的に未来というか将来をイメージできる明るい存在ですが、まちづくり基本条例の中で子どもを取り上げる必要があるかどうかについて議論をしたところ、それでは高齢者はどうなんだ、福祉的に擁護すべき対象など、個別に規定する必要があるのかということ話し合い、そういった個別の対象をまちづくり基本条例の中で規定する必要はないのではないかという結論になりました。

- そう判断したのですね。個別政策課題については書かないという判断をしたということですよ。まちづくり基本条例には、やり方を書くのであって、こういう政策をやるうということを書かないという整理をしたということはっきりさせれば良いでしょう。さらっと出てくるものに総合計画がありますが、それも、中身のことは触れないでいます。ですから、子どもとか老人とかそういう個別分野については、基本条例の総合性から書かないこととしたと整理したと言えば良いのです。必要であれば、子ども条例のような個別条例を作れば良いということですよ。

- 私もその考え方に賛成です。

- 説明会での質問で、前文には「読書環境」と読書条例の制定のように個別事項が入っているように思いますので、じゃあそれはどうなんだと聞かれたときにどう答えたらよいか考えなければいけないと思います。

- 読書だけを取り上げると個別政策のように思うかもしれませんが、例示として並列にいくつかの項目を書いているので問題はないのではないのでしょうか。

- しかし、個別政策について取り上げているということになると思うのです。

- 私が読書環境についての意見を出したのですが、個別政策だから問題があるということであれば、他の例示も含めて外せば良いのです。個別のことですが、網羅されることによって特筆性はなくなります。

- いいえ、修正が必要だということではなく、地区説明会では私たちが質疑に答えなければなりませんので、そのときにどう説明したら良いか確認したいということですよ。

事務局 前文においては、子育てについては私たちの願いとして、読書環境については恵まれた庭の構成要素として書いてありますので、それぞれ個別の政策を推し進めるといった趣旨ではないことから、そういったご質問は心配されなくても良いと思います。

- 前文についてですが、もう少し早く意見を出した方が良かったというご意見もありましたが、前文を読み返してみて、私たちの願いに書かれていることは個別事項だと思います。そういったことから、修正案を出したのですが、例えば、「子どもたちが将来に夢を抱けるような」という

表現を使うと全体的なイメージになるかと思って文案を考えました。やはり前文では、大きな目で見たことを書いた方が良くと考え、個別的なことは削った方が良くのと思いました。

○ 前文の位置づけというか、前文というのは何を書くところなんだろうね。

事務局 条例の全体を要約して、条例の制定趣旨というか意図を書き表すことによって、条例全体の理解を深めるためのものというようには考えられています。

○ まちの由来とか特徴ということを書いているところは多いようですね。「今こういうことになっています」そして「こういうようにしたい」だから「条例をつくる」というようなことを書いて、その由来の部分をどの程度個別に書くかというお話で、ものすごく抽象的に書いてしまうと分からなくなるので、どの程度具体的に書くかというレベルを見定めるということなのではないでしょうか。今の原案は、修正案を出された方に見れば、少し具体的すぎるという評価なのでしょう。そのレベルについては、千差万別それぞれの思いがあるのだと思います。これは次回ということで良いのではないのでしょうか。

○ 本日は、前文を書いた部会の方が欠席されていますので、ここで話し合っても結論を出しても、また変わってしまう可能性があります。ですので、次回にみんなでも話し合えばよいのではないのでしょうか。市民憲章をどうするかという最終フォーラムでの意見も、その日に話し合っても結論を出したことでした。ですので、議論に加わっていなかった町内会長さんが言ったとしても、それは出した結論に沿ってお答えするだけにしないと、また元に戻ってしまうことになってしまうと思います。

司会 市民憲章については、この後議題にします。まずは、子どもについて触れていないという意見については、個別政策課題についてはなるべく書かないようにするという基本的な考えに基づいて書かないということよろしいですか。

○ いやそうでなくて、個別政策課題は書かないことに決めたと整理することにしました。

○ 私たちがそう決めたというようにしてください。

司会 そのようにしたいと思います。次に市民憲章についてですが、町内会は何十年も市民憲章推進協議会に莫大な金を支払ってきたのだから、市民憲章については書くべき。また、そういう協議会の会長の意見も聞くべき。という件についてはいかがでしょうか。

事務局 論点の基になる部分ですが、市民憲章についてを基本条例で触れるという理由として、町内会が推進協議会に莫大なお金を支払ってきたから書き加えることを検討するという必要についてはいかがでしょうか。

○ まったく必要ありません。

事務局 必要がないのであれば、第24回市民委員会での結論に議論を収束させてよいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○ 最終フォーラムで意見できなかったのですが、考えてみると、市民憲章を入れる入れないの

理屈が分からなかったのです。結局、なんとなく市民憲章っていうものが別にあるのでいいんじゃないのという程度しか話し合わず、しっかりとした理屈を考えていなかったの、あの場に出された質問にきちんとお答えできず、入れろと言われてたら入れても良いのではないかと、入れるなと言われてたら入れなくても良いのではないかとようになってしまっていたのではなかったでしょうか。

○ 私は指名されて曖昧に答えましたが、代わりに答えていただければ良かったです。

○ 私も同じように曖昧に答えるしかできませんでした。私たちはそういう議論までしかしてこなかったの、他に答えようはありませんでした。

○ しかし、最終フォーラムの直前に議論していたんですよね。入れなかった理由というのはなんだったのでしょうか。

○ 一言で言うとうどういう理由だったのでしょうか。

○ 職員意見に対しての検討でしたが、その意見は「市民憲章を行動規範とし」という規定であったため、市民憲章の中身を行動規範として義務付けるような規定は市民委員会では賛同が得られなかったというものでした。

○ 行動規範とすることに一致して反対しましたが、市民憲章を入れるかどうかということについては話し合われなかったように思います。

○ そうですね。議論しなかったんだと思います。

○ 市民憲章について前文に盛り込むとしたら、資料に示されているような案の形ぐらいでしょうし、条文に規定を置くかということそうはならないと思います。

○ このご意見を出されたのはお一人で、個人として出されたものですよね。推進協議会から何か意見をいただいたということではありませんね。入れてほしいという意見があったということ認識しておくという程度で良いのではないのでしょうか。

○ 私は、この市民委員会が始まった当初に、市民憲章を条例に取り込んで、発展的に無くしてしまったらどうかと発言をして、皆さんから猛反対されましたが、そういう意味からも言って、長い歴史の中で市民憲章がお役御免になっていないのであれば、独立した存在として残せば良いのです。あの市民憲章に対する質問は、裏を返すと、お前たちは市民憲章を重視していないという考えなのだと思うのですが、それに対しては、市民憲章を尊重しているし重要視している、しかし、条例とは別に独立したものとして考えているという整理で良いかどうかということなのでしょう。私たち条例サイドとして、市民憲章についてそういうスタンスで良いかどうかということなのでしょう。

市民憲章というのは行政的な意味はありませんよね。私たち恵庭に暮らす市民が、この郷土を大切に思い、そこに生まれてここで暮らすんだという思いをまとめたものですよね。一方、条例は、政治的というか行政的にまちづくりを行うことについて、市民も非常に政治的存在としての市民になっていて、行政や議会と並んで書いているわけですから、そういう立場にあっては、市民憲章の立場とはまったく異なることだと思うのです。市民憲章に書いてあることは情動的とい

うか観念的なことになっているので、そうした違いから別個の存在だと言っているのか、意見のように言われたときに、少しもてなすと言うか、我々条例側としても市民憲章は重要なことなので少し盛り込みましたようにするのかどうかという議論はあるかもしれません。

○ 逐条解説に入れるというのはどうなのでしょう。

○ ここに札幌市が出している解説というかパンフレットがありますが、そのようなものを解説として作るということでしょうか。

事務局 啓蒙用のパンフレットも必要だと思いますが、今言っている逐条解説というのは、1条1項ごとに規定の意味を詳しく解説したものです。

○ 条例ですのでそれくらいは作らなければなりませんね。

○ それを事務局が作ったら、市民委員会でまた議論するのですか。そこに入れるべきかどうかも話し合うのでしょうか。

司会 市民委員会で議論した経過を基に作成しますので、改めてご審議いただくことはありません。また、それに市民憲章を書くかどうかについては、解説に書くことも方法のひとつという提案で、それを話し合うということでもありません。

○ 私は、この程度なら入れてもいいのではないかと思います。

事務局 この資料の案は、議論のたたき台になるものを事務局で考えてと委員長から指示があって考えたものなのですが、そのときに、市民憲章というのは一体何なんだろうというのを考えました。まちづくり基本条例というのは、私たちの暮らしづくりの基本ルールを定めるもので、その構成員として、市長をはじめとする行政側と議会と市民がいて、その皆で進めるまちづくりの基本ルールを条例で定めるというものです。市民憲章というのは、恵庭市民として暮らす志というか心意気というか市民が生活するにあたってのスローガンなんだと考えました。すると、それを条例に書く場合は、その内容を守らせるように市民に努力義務を課するような規定になると思いました。しかし、市民憲章というのはそういうように義務を課して守らせるようなものではなく、心の中に留めておくものではないかと考え、条文に書くのではなく、「市民憲章の精神」として前文で少し触れるぐらいしか書きようがないと思いました。

○ 市民憲章というのは「〇〇しなければならない」というものではなく「〇〇しましょう」という呼びかけですよ。

○ そうですね。抛り所です。ですので、もし書くとすれば、前文でこのように触れる程度しかないのではないのでしょうか。

○ こういうことは良く分からないのですが、条例の冊子を作るときに、その裏表紙に市民憲章を載せてはどうでしょうか。

○ 条例と市民憲章をセットで大切なものとしているということですね。



○ 市の封筒にも書いてありますし、その意見は良いと思います。

○ この条例は冊子になるのですか。

事務局 どういう形になるかは分かりませんが、町内会に回覧をお願いするか、全戸配布できるかは分かりませんが、広く周知するための印刷物は作ります。

司会 盛り込みたいという意見もありますが、条例の冊子を作るときに、表紙の裏に市民憲章を印刷するということで市民憲章を取り扱うということによろしいでしょうか。

○ 私は、前文でも書いて冊子にも印刷するという意見です。両方大事にしているということの前文にも書くことで示すことができると思います。

○ 私は、前文でも入れるべきでないと考えています。趣旨が違うと思うのです。冊子に載せるというのはとても良いアイデアだと思います。

司会 冊子に印刷するというところにさせていただきたいと思います。  
次に、市民の発案による住民投票の実施についてはいかがでしょうか。

○ 部会でも住民投票については、一生に一度あるかどうかのものなので、簡単に書けば良いということにしていたと思います。

○ お守り程度という話でしたね。

○ そんなにしょっちゅう住民投票があっても大変だし、無くて済む方が良いという考えだったように思います。

○ これは結構考えたものですよ。

事務局 第15条の規定についてフォーラムでの質問にお答えしたのですが、うまく説明できなかったのかきちんと伝わりませんでした。この第1項の規定は、市が別に条例を定めて住民投票を実施することを書いてありますが、住民投票実施のきっかけは、市長発案ばかりでなく、議員提案や住民側から条例制定の直接請求を受けて住民投票を行うことも想定しています。そういった3通りの方法を逐条解説で示せば良いだろうというのが部会の結論でした。

○ あのと時の議論は、住民発意の住民投票がないのはおかしいというものでしたよね。ここの書きぶりでは、主語が「市」で、内容も別の条例に丸投げしているので、市民としては仕掛けられるだけで、自分たちがやりたいときにどうするかということが読めないということなんだと思います。そういうことから、後はその別に定める条例の中で住民側からの住民投票の実施について書けば良いという整理になるのでしょうか。

議論を抜きにしてこの第1項を読んだだけでは住民サイドからの実施は読めないですね。

○ あのと時は、地方自治法の説明をしていましたが、その部分についてよく理解されないまま説明していたので、お互いよく分からない感じになってしまいましたね。

○ 私も少し混乱しているのですが、自治法では住民投票についてはどう書いてありますか。

事務局 自治法には「住民投票」という書き方はされていなくて、「選挙権を有する者の投票」というような書き方で、例えば、合併特例法で合併協議会の設置について「選挙権を有する者の投票に付さなければならない」というように書いてある程度だと思います。

○ 条例制定などの直接請求は50分の1ですよ。

事務局 そうなのですが、それは住民投票実施の請求ではなくて、条例制定の請求です。なので、自治法においては、住民投票の実施に関する規定はないのです。合併協議会の設置ですとか個別の事案に関して有権者の投票によることは書かれていますが、住民投票ということの規定は置かれていません。

○ 重要施策の是非などを議題に住民投票をするということは、自治法では想定されていないということですね。すると、自治法との兼ね合いでいくと、ある程度フリーハンドで書けるということでしょうか。

事務局 そうですね。

○ 例えば、予算の決定は住民投票によらなければならないとか、そこまでいなくても、重要施策の決定に当たってはという程度なら良いでしょうか。しかし、ここで言っているのは、住民の意思を確認するという目的と、結果については尊重するということですので、意思決定機関としては考えていないということです。

予算や条例などは、議会の専権事項ですので、住民投票が意思決定機関にはなりませんよね。今こういう議論をするのはおかしいかもしれませんが、住民投票というのは基本的には自治体が自由に決められるものですが、決定機関に位置づけるのは、長や議会の権限に影響を与えるので、問題がある。では、住民投票を実施するときの手続きを規定するのは構わないということですね。すると、あのおときのご質問に対しては、住民投票を実施する条例の制定は住民発意によっても作ることができますという回答をすれば良かったということですね。

ところで、ここで言っている住民投票の条例というのは、個別の条例なんですか。それとも住民投票一般を規定する常設型の条例なのですか。

事務局 本当の個別型というのは、「その都度定める条例」と書くことになります。しかし、そこまで基本条例で限定させる必要があるかは現時点では分かりません。住民投票の実施に対する機運が高まり、常設型の住民投票条例を作ろうとなった場合にあつて、基本条例で「その都度」と書いてしまわれると、常設型の条例は制定できなくなってしまいます。このため、個別型を念頭に置きながらも、常設型の条例制定の道も残す現在の規定案が考えられました。

○ いろんな考えがあるのでしょうね。一生に一回あるかないかと考えれば個別型でもまったく構わないですし、神棚に飾っておきたいから常設型を作るということもあるでしょう。

事務局 これは部会でも相当議論しました。最初に条例を制定して住民投票を実施した自治体の実施方式に、投票率が50%を下回ったら開票も行わないという50%ルールといわれるものがあつて、その条例を真似て後発の自治体が条例を作ったことから、その50%ルールが全国的にスタンダードになったという経緯がありますが、その取扱が正しいかという点には疑問が残ります。

また、常設型として作っても、有権者の4分の1以上の連署がないと住民投票が行われたいというものであれば、現実的に集められません。

極端に言うと、条例なしで住民投票をやっても構いません。法令に定めのある特定の事項以外については、実施方式から効果までも自由に決められるので、基本条例の中では、住民投票は、実施について条例で定めて実施するというところまでを規定しようということにしたものです。

- 質問に対しては、今説明していただいた第1項の考えを理解してもらい、その中で、住民の直接請求による住民投票条例の制定請求をってもらうことによって、住民発意の住民投票が実現できるというのが答えだったのですね。

事務局 そういうことです。

- しかし、第1項の規定を素直に読んで、住民発意が読み取れないのであいう質問が出たわけですから、解説に書かないでも分かるような規定にしなければならないのではないですか。

- それについては、書かなくとも地方自治法の規定による直接請求権があるということなので良いのではないですか。そう答えて良いのではないのでしょうか。

- しかし、他の規定との兼ね合いでいくと、法令に書いてあっても理解を深めるために法令をなぞっている部分があります。そういうこととのバランスもあるのではないのでしょうか。

事務局 住民発意の条文の置き場所なんですけど、他市のように別に条を建てたり、条の最後に書いたということも考えましたが、見た目の印象は別にして、第1項は市側の発意で住民投票を行うことを書いているわけではなくて、発意者が誰であっても、住民投票の実施主体は市になります。また、その住民投票は条例を制定しなければ実施できません。そこで、住民投票の発意者イコール条例制定の発意者ということで、市長、議員、住民というパターンがあるということを逐条解説で説明しようとしていたものです。

- 解説でなくて条例に書かないとまずいんじゃないですか。普通の人を読んだら市しか住民投票を発意できないように思います。最初に「住民又は市の発意によって」というように書いたら良いんじゃないですか。

事務局 発意と書くと住民投票実施の要件に関わってきますので、条例制定の直接請求権についてなぞるように書く方が座りが良く、他市の例でも多く採用されていると思います。まずは、この部分を書き足すかどうかということを決めていただきたいと思います。

司会 それでは、帯広市の第3項のようにこの部分を書き足すのかご意見をいただきたいと思います。

鎌倉委員 しかし、条例ではずっと「市民」というように用いていますけど、「住民」と使うとまた定義しなければならないとか、議論が元に戻ってしまいます。

- 市民と使うのは具合が悪いので、括弧書で説明するとかが良いんじゃないのでしょうか。

- 今、書き方とか別にして、住民発意でこの事項については住民投票をしるというように決めてしまうということは、大英断になるというが大変難しいことなのですね。質問された方は、条例

制定というよりも、住民投票そのものを住民発意でできたんじゃないかというイメージだったのではないのでしょうか。例えば、大規模開発の是非を住民投票で決めろですとか、そういうことはあり得ないのでしょうか。

事務局 あると思います。しかし、そのときに、投票資格者をどうするかなどを決めなければなりませんので、ですからそういうことはそのときに住民投票条例で決めれば良いというのがこれまでの議論の内容です。現在は住民基本台帳に外国人も登録されていますが、それら外国人を含めるかどうかや投票資格者の年齢要件をどうするかとかいろいろなものがあります。

○ 住民で住民投票について決めるということはできないですね。

事務局 新潟県の自治体だったと思いますが、原発の反対派が住民投票を実施したことがあります。プレ住民投票というもので、法的な位置づけがないものでした。しかし、それが住民投票を名乗れないということもありません。この基本条例の規定は、条例を定めて実施したものを住民投票というように呼称できる法的な根拠を与えることになります。

○ 原案のままだと、二段階に分けた説明が必要になるということと、住民投票の実施を直接請求はできないということですね。ご自分でやるのであれば、新潟の例のように勝手にやってください、ただし、何の拘束力も根拠もありませんということですね。

○ 私は、住民発意の部分を書き加えてほしいです。住民投票ですから。

○ 住民発意による住民投票条例の制定というのは、当然認めるべきことという理解でよろしいのですね。では、後は書き方をどうするかというだけですね。確かに規定を分解して解説すると、そういう部分も含まれているということになるのですが、条文中にはっきりと書くことが大事だと思います。

司会 それでは住民発意を入れるということでよろしいですか。

○ 帯広市の例で言うと、その部分を第2項に加えるとした方が良いのではないのでしょうか。

事務局 条を分ける必要はありませんか。

○ 厳密に言うと、事柄は別ですね。住民投票の実施と条例の制定請求ですが、行く末は同じだと思いますので、項の追加で良いでしょう。

司会 それでは項を追加することで考えることにします。

○ ここでの我々の意見はそのように一致しましたが、また次回の委員会で変わってしまうということにならないでしょうか。

事務局 委員長からは、今日この場で決めてくださいというように指示されていますので、こう決まりましたという報告をさせていただきます。

司会 それでは全体を通して何かありますか。

○ 語尾の問題はいつやりますか。考え方の基準を設けてまとめないと、語感だけではいけません。

○ 会場アンケートについては、意見を聞いたということによろしいのですか。

事務局 そのアンケートの中で、検討すべき事項を本日話し合っていたいたものです。また、語尾の問題は全体調整として次回やる予定です。

司会 それでは次回の日程について、委員長から日程案をもらって改めて調整させていただきたいと  
思います。本日は大変ありがとうございました。お疲れ様でした。